

第 5 次国土利用美唄市計画（概要版）

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、美唄市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項について定め、国土利用計画（北海道計画）第 5 次計画を基本とし、第 7 期美唄市総合計画基本構想に即して策定します。

1 市土の利用に関する基本構想

（1）市土の状況

本市は、北海道の道央圏に位置し、東は美唄山を境として芦別市に、西は石狩川を挟み、月形町及び浦臼町に、南は三笠市・岩見沢市に北は奈井江町に隣接しており、総面積 277.69 k m²と東西 32 km、南北約 19 kmの広ぼうを有しています。

地形は東部丘陵地帯と西部平野地帯とに大別されます。

（2）市土利用の基本方針

① 市土利用の基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めていきます。

② 市土利用をめぐる基本的条件

- ・人口減少に伴う土地利用の縮小
- ・相次ぐ自然災害の発生と再生可能エネルギーの活用

③ 本計画が取り組むべき課題

- ・人口減少による市土管理水準等の低下
- ・災害で懸念される市土の土地利用及び自然環境への影響

④ 市土利用の基本方針

「適切な市土管理を実現する土地利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用」、「安全・安心を実現する土地利用」の 3 つの基本方針とし、市土の安全性を高め持続可能で豊かな市土を形成する土地利用を目指す。

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、このような取組を進めるには、

○複合的な効果をもたらす施策の推進と最適な土地利用の選択

自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的

に推進

○多様な主体による市土の適切な管理

国や道、市による公的な役割に加え、地域住民、企業など多様な主体が様々な方法により、市土の適切な管理を促進

(3) 地域類型別の土地利用の基本方向

都市地域	農村地域	森林地域
・安全で快適な都市環境を維持・空き地の利用を促進、 ・公共施設の複合化・集約化	・豊かな自然環境や美しい景観 ・水源の涵養 <small>かん</small> など重要な機能を維持 ・農業生産活動と地域住民の生活環境の調和 ・地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用	・木材生産等の経済的機能 ・山地災害の防止 ・水源の涵養 ・二酸化炭素の吸収、 ・自然環境の保全 ・多面的機能の持続的な発揮

(4) 利用区分別の土地利用の基本方向

農地	優良農地を確保、農地の大区画化等による農地の集積化、 環境と調和した持続的な農業生産の推進、農業の有する多面的機能の発揮
森林	適切な森林の整備及び保全
原野等	生態系及び景観の保全、適正な利用
水面・河川・水路	施設の適切な維持管理、多様な機能の維持・向上
道路	施設の適切な維持管理・更新
住宅地	住宅ストックの質の向上、良好な居住環境が形成
工業用地	高度情報通信インフラ、物流インフラ等の整備状況の動向等を踏まえ、総合的な立地環境づくり

- その他の宅地 ○ その他（公用・公共用施設の用地） ○ レクリエーション用地
○ その他（低・未利用地）

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 計画の目標年次

令和12年（2030年）

(2) 基礎的な前提（令和12年（2030年）の推計人口・世帯数）

推計人口およそ15,000人、世帯数8,200世帯程度。

(3) 市土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	令和元年	令和12年	構 成 比	
			令和元年	令和12年
農 用 地	9,568	9,629	34.4	34.6
(農 地)	9,451	9,629	34.0	34.6
(採草放牧地)	117	0	0.4	0
森 林	12,239	12,239	44.1	44.1
原 野	30	30	0.1	0.1
水面・河川・水路	2,166	2,166	7.8	7.8
道 路	1,259	1,294	4.5	4.7
宅 地	1,100	1,100	4.0	4.0
(住 宅 地)	532	532	1.9	1.9
(工 業 用 地)	141	141	0.5	0.5
(その他の宅地)	427	427	1.6	1.6
そ の 他	1,407	1,311	5.1	4.7
合 計	27,769	27,769	100.0	100.0
市 街 地	327	327	1.2	1.2

(4) 地域別の概要

地域別の区分は、市土における自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、「中央生活圏」「東部生活圏」「西部生活圏」「南部生活圏」「北部生活圏」の5区分とします。

地域名	条丁目町名	面積 (ha)
中央部生活圏	条丁目区域・東明町・共練町・南美唄町・進徳町・一心町・沼の内町・ 癸巳町	5,213
東部生活圏	落合町・盤の沢町・我路町・東美唄町	9,450
西部生活圏	開発町・上美唄町・西美唄町	4,488
南部生活圏	光珠内町・峰延町・豊葦町	4,345
北部生活圏	北美唄町・中村町・茶志内町・日東町	4,273

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 土地利用関連法制等の適切な運用
- (2) 市土の保全と安全性の確保
- (3) 持続可能な市土の管理
- (4) 自然環境の保全等
- (5) 土地の有効利用の促進
- (6) 土地利用転換の適正化
- (7) 市土に関する調査の推進
- (8) 計画の効果的な推進